



### 託送供給等約款の認可について

2025年1月31日

東京電力パワーグリッド株式会社

当社は、昨年11月29日、電気事業法第18条第1項<sup>\*1</sup>に基づき、「託送供給等約款」の変更に係わる認可申請を経済産業大臣に行いました。[\(2024年11月29日お知らせ済み\)](#)

本日、経済産業大臣から認可されましたので、お知らせいたします。

なお、認可いただいた内容は、当社の認可申請内容から変更ございません。

「託送供給等約款」の実施時期については、2025年4月1日となります。

「託送供給等約款」とは、小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたものであり、今回の主な変更は、以下のとおりです。

当社は引き続き、当社サービスエリア内のレジリエンス向上やくらしの安心・安全、利便性の向上に貢献し、これまで以上にお客さまや社会から必要とされる企業を目指してまいります。

#### ○主な変更内容

##### (1) 災害時における特別措置の規定

災害時の特別な措置（基本料金の免除等）について、2025年4月1日までに託送供給等約款等において規定することが国の審議会<sup>\*2</sup>で整理されたことを踏まえ、当該内容を供給条件に反映しました。

##### (2) 混雑緩和プロセスの導入

出力制御の回避等を目的とした混雑緩和希望者の提起による系統増強プロセス（混雑緩和プロセス）について、国の審議会<sup>\*3</sup>で整理されたことを踏まえ、その手続きや費用負担を供給条件に反映しました。

##### (3) 系統連系受電サービス<sup>\*4</sup>における制限中止割引の廃止

自然災害等の原因で一定時間以上の出力制御があった場合に実施していた系統連系受電サービスにおける制限中止割引について、国の審議会<sup>\*5</sup>で廃止することが整理されたことを踏まえ、2025年3月31日をもって、廃止いたします。

#### ※1：電気事業法第18条第1項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。

- ※2: [第 72 回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会 \(2024 年 3 月 29 日開催\)](#)
- ※3: [第 52 回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 \(2023 年 6 月 21 日開催\)および第 69 回広域系統整備委員会 \(2023 年 8 月 9 日開催\)](#)
- ※4: 発電事業者に向けた託送料金（発電側料金）を指す。なお、小売電気事業者等に向けた託送料金（需要側料金）の制限中止割引においても 2025 年 3 月 31 日に廃止する。[\(2023 年 12 月 1 日お知らせ済み\)](#)
- ※5: [電力・ガス取引監視等委員会第 100 回制度設計専門会合 \(2024 年 8 月 27 日開催\)](#)

以 上